

戦前における手工科の中等教員検定試験について(5)

宮崎擴道*・澤本 章・平田晴路**

A Study on The State Examination for Secondary School Teachers of
Mmanual Arts in Pre-War Japan (5)

MIYAZAKI Hiromichi *, SAWAMOTO Akira, HIRATA Seiji **

(Received September 26, 2014)

1. はじめに

本稿は戦前の手工科に関する文部省師範学校中学校高等女学校教員検定試験制度の歴史的研究の一環を成すものである。俗称文検と称される同試験制度は実施期間の長さ、実施された学科目の種類および受験者総数において教員資格試験の中で最も大規模な資格試験であった。

このような文検だが制度の効力発揮は明治33（1900）年の教員免許令（勅令134号）制定¹⁾と同年の教員検定ニ関スル規程（文部省令10号）によりその内容が整備され²⁾、明治41（1908）年の教員免許令によって整備が完了して以降から顕著となった。その後、教員検定ニ関スル規程は昭和7（1932）年に師範学校中学校高等女学校教員検定規程（省令第15号）と改称され³⁾、さらに昭和18（1943）年の師範学校令（勅令第109号）改定によって師範学校が専門学校扱いとなったため⁴⁾、昭和18（1943）年に中学校高等女学校教員検定規程（省令第35号）と変更された⁵⁾。

このような変遷を経た文検だが昭和19（1944）年の省令第20号で「（前略）昭和十九年ニ於テハ之ヲ行ハズ」⁶⁾、さらに昭和20（1945）年の省令第2号によっても同様に「（前略）昭和二十年ニ於テハ之ヲ行ハズ」⁷⁾と中止され、明治18（1885）年から昭和18（1943）年までに通算78回施行された後、事実上その歴史に幕を閉じた⁸⁾。この間、文検によって中等学校の教員免許状を授与された合格者は累計で約23,000人以上に上るとされる⁹⁾。

前報までに文検手工科において中等学校教員を志す者に対して期待された学識と技能およびその試し方などについてかなり明らかにすることができたが、次なる課題としては文検合格者がどのような中等学校に転出しどのような教育実践を行ったのかなどが残されている。

文検の試験内容は尋常師範学校尋常中学校及高等女学校教員免許検定ニ関スル規程（省令第12号）で「尋常師範学校、尋常中学校教員ニ係ルモノハ高等師範学校ノ学科程度」¹⁰⁾とされている。ある意味、官立養成学校受験以上に厳しいとも云われる文検であったが、文検手工科ではどの程度の合格者があり、また文検手工科合格者は全学科目の文検合格者の中でどの程度の割合を占めるのか、そしてその合格者がその後において実際にはどのような分野、或いはどのような校種の学校に転出・赴任して行ったのか、またその背景はどのようなものなのかなどについての報告は管見の限りない。

本研究は文検手工科の全体像解明を意図しているが、本稿ではその作業の一環としてこれら

* 山口大学名誉教授 ** 岡山大学教育学部

の不明点を明らかにすることを試みた。

2. 文検手工科の合格者

技術教育の視点に立つての文検は第1回と第2回は工業として行われ、手工科が対象となるのは第3回(明治20年)以降から第78回(昭和18年)までであった¹¹⁾。この期間中に輩出した文検手工科合格者の総数は446名と判明し併せて合格者名も特定できた¹²⁾。これら全ての合格者についての合格状況を時代区分の別で見ると、図1のように明治期は42人、大正期が84人、昭和期が320人となる。合格者の71.8%が昭和期であり大正期のそれは18.8%、明治期は9.4%に過ぎない。

文検手工科の出願者は大正11(1922)年に50人台に乗った後、昭和4(1929)年には100人台を越えるが¹³⁾、合格者もそれに対応する形で増加していった。この流れに対する合格者は大正12(1923)年の第38回までは一桁台であったが、大正13(1924)年の第40回から10人を越え昭和8(1933)年の第58回には初めて20名の合格者を出した。とくに昭和11(1936)年の第64回には33名の大量合格者を出している。これを試験1回当たりの合格者数で見ると明治期は2.6人だったが昭和期には急増して18.8人となった。

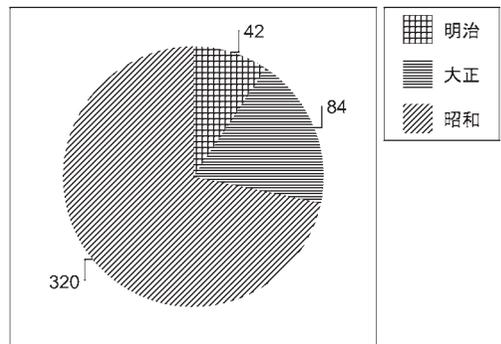


図1 合格者数

図2はこうした各回毎の文検手工科合格者数¹⁴⁾と全学科目¹⁵⁾の合格者に対する手工科合格者の割合を示している。その割合は当初は1%前後で推移していたが時代経過と共に高まり昭和3(1928)年には2%台、昭和6(1931)年からは3%台に乗りそれ以後は一時的変動はあるもののほぼその傾向を維持した。

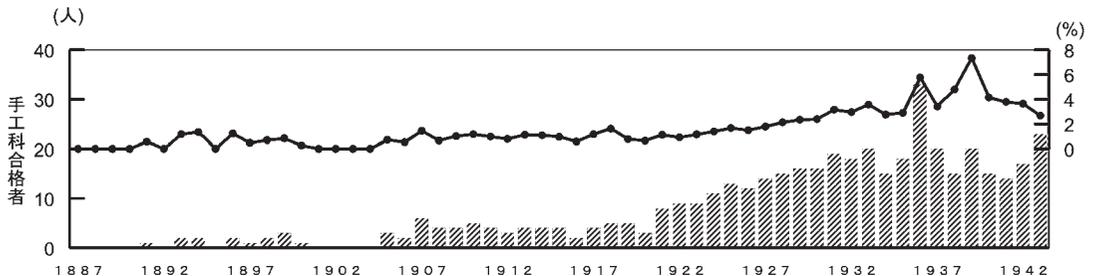


図2 文検手工科合格者および文検全合格者に対する割合

3. 合格者の転出動向

文検手工科受験の動機や契機は多様だと思われるため別途に考察する必要があるものの、小学校から中等学校への転出が大きな受験要因であり、且つ目標であったことは十分推察される。しかしながらこの点に関しては文検手工科では実際には合格者のどの程度が、どのような分野に或いはどのような校種の学校に転出、赴任して行ったのかなど合格者の進路情報については公的な統計資料を含めて報告等が見当たらない¹⁶⁾。このため本稿では文検手工科合格者の進路

の実態を明らかにすることを試みた。解明に当たっては手工研究会の会員名簿および手工研究誌を手がかりとした。手工研究会は当時における初等、中等学校の手工科教員を対象とした全国的組織であり、文検合格者に関する情報がかなりの的確に得られその動向を把握できるはずである¹⁷⁾。

3-1 合格者の進路

今回合格者の進路調査として調査対象に取り上げたのは、上記資料により会員動向の把握が可能な第3回(明治20年)から第72回(昭和15年)までの期間とした。文検手工科末期の3回分を欠くため悉皆調査とはならなかったものの、全合格者の約88%に相当する392名を調査対象とすることができた。これらの調査対象となった合格者を時代別の区分で見ると図3のように明治期は42名、大正期が84名、昭和期が266名であり、その割合はそれぞれ10.7%、21.4%、67.9%となる。

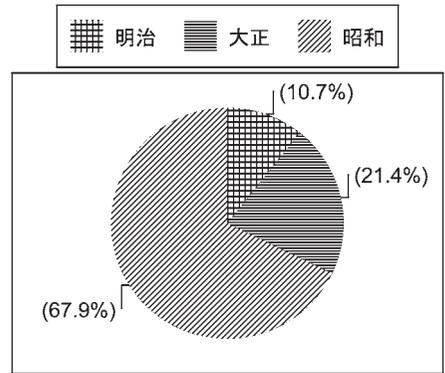


図3 調査対象合格者の割合

ただしこの調査対象となる合格者中の約16%にあたる63名は会員名簿に掲載を見つけないことができなかった。これらの名簿無掲載者も中等学校などに転出した可能性を否定できないが現時点では未確認のため調査対象から外した。従ってこの不明者を除いた名簿掲載の合格者329名についての動向調査となる。なお不明者の占める割合は明治期が約24%、大正期が約10%、昭和期は約17%である。

この名簿掲載合格者の進路状況は図4のようであり、中等学校(実業学校を含む¹⁸⁾)や行政機関などに転出した者は230名、小学校に残留した者が87名、そして在宅者(退職者や自宅待機者などと思われるもの)は12名であった。その割合はそれぞれ69.9%、26.4%、3.6%となり名簿掲載合格者の約70%が中等学校などに転出したことになる。

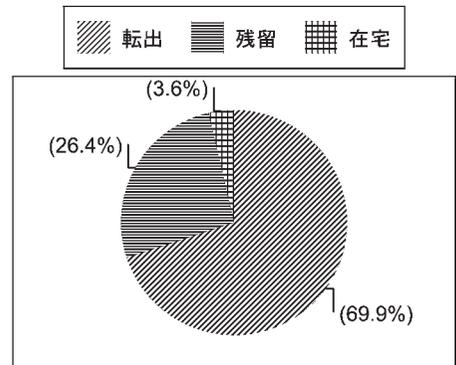


図4 進路状況

また在宅者を除いて小学校残留者と中等学校などへの転出者についてその割合を時代別の区分で見ると図5のようである。

明治期では転出者89.7%に対して残留者10.3%と転出者が圧倒的に多かったが、大正期になると80.3%対19.7%、昭和期では67.3%対32.7%と時代が下るに従って小学校残留者が増加してくる。とくに昭和期になると小学校残留者が明治期の3倍となり中等学校転出者の減少が顕著となってくるが、要因としては中等教員の質的量的な供給不足に対応するため、無試験検定指定校や許可校の基準緩和によって教員免許授与者が増加したことなどにもなる転出機会の減少も考えられる。

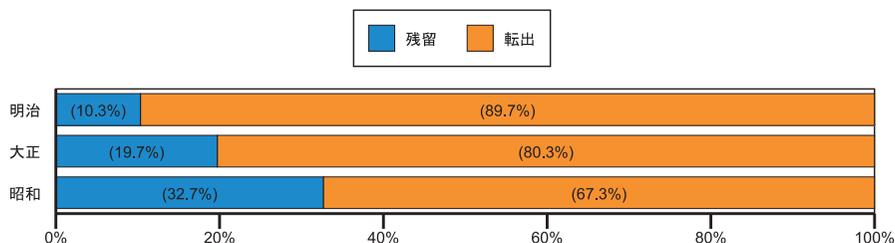


図5 合格者の進路動向

3-2 合格者の転出先

合格者の転出動向をみると中等学校などへの転出者の中には、一旦転出した後に改めて異なる校種の学校へ再異動する事例があった。その異動の形態は師範学校（女子師範学校を含む）と中学校の間、そして師範学校と実業学校、師範学校と高等女学校、師範学校と高等師範学校（女子高等師範学校を含む）あるいは諸学校と行政機関（指導員、視学など）などと異動契機は不明であるものの多様である。ただこうした異校種への再異動を行った者の割合は明治期が約10%、大正期が約9%、昭和期が約12%と各時代を通してほぼ10%前後であり、異校種などへの再異動はさほど頻繁ではなかったと考えてよい。

3-3 中等学校への転出

転出の全体的な動向を見るためには、転出後に改めて異校種へ再異動する者も考慮する必要があるが、これを考慮した場合の延べの転出者は268名となる。これらの延べ転出者の中で高等師範学校や行政機関などへの転出者は13名であった。これを除いた文検本来の趣旨に沿う中等学校転出に限れば該当者は延べ転出者の95%にあたる255名であった。この中等学校転出者の転出先をみると図6のようである。師範学校への転出者は121名で、全体の47.4%であった。同様に中学校転出者は92名で36.1%、実業学校転出者（青年学校と実業補習学校などを含む）は38名で14.9%、高等女学校転出者は4名で1.6%であった。このように合格者の転出先となる校種は師範学校が最多で転出の半数近くを占めている。続いて中学校、実業学校の順であったが高等女学校は転出先としてはほとんど対象外であったと考えられる。なお女子師範学校への転出者は師範学校全体の約18%の22名であり、中学校は一例を除いては全て公立であった。また実業学校の内訳は工業学校が約63%で最多であるが、その他に商業学校、農業学校、山林学校などにも転出している。

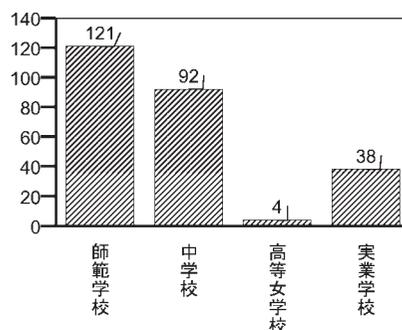


図6 合格者の転出先

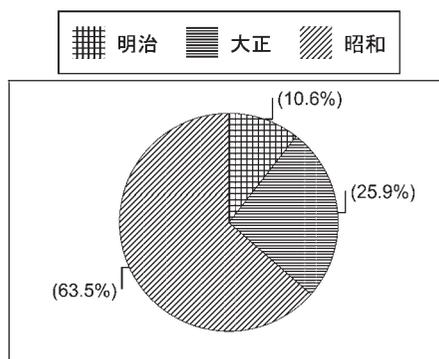


図7 転出者の転出割合

次に中等学校転出者の時代区分別による転出の状況を見ると図7のように明治期が27人で10.6%、大正期

が66人で25.9%、昭和期が162人63.5%となる。時代を追うごとに合格者が増加していった文検事情を反映するように転出者の数も昭和期が最多となっている。

転出者の進路動向は時代による変動が大きいのが、各校種についての時代ごとの転出状況を見ると図8ようである。対象期間全体を通して最多であった師範学校への転出者は明治期では約82%と圧倒的に多いが、次第に割合を下げて大正期には約70%、さらに昭和期に入ると約33%に急減した。こうした師範学校に対して中学校転出は逆の傾向を示し、明治期が約7%、大正期が約9%といずれも10%未満であったものが昭和期に入ると約52%に急増して師範学校を上回っていった。

時代区分によってみた転出動向の大きな特徴としては明治期、大正期における師範学校の占める割合の高さと昭和期における中学校転出者の急増が指摘される。また実業学校は各時代を通して10%台であり、高等女学校については大正期と昭和期に少例が見られるのみである。

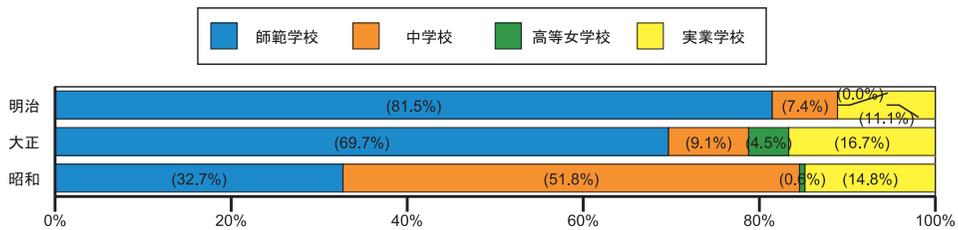


図8 校種別の転出先

次に各時代における校種別の転出者が占める割合を見ると図9のようである。合格者の絶対数そのものが多かった昭和期が師範学校、中学校、実業学校において共に最多であった。昭和期の転出者の状況を見ると師範学校では約44%、実業学校では約63%だが、中学校では実に約91%がこの期に集中している。中学校を転出先として選定できるのはほぼ昭和期に限定されていたと云える。なお高等女学校は大正期が最多であるが全期間を通しての転出者総数そのものがごく少数である。

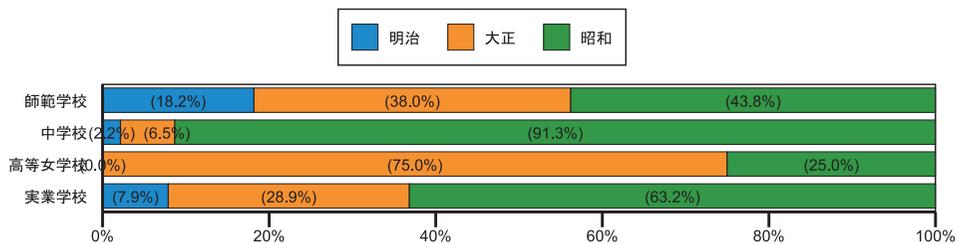


図9 校種別の転出者

4. 中等学校の教育事情

文検合格者の転出先となる諸中等学校の転出環境はどのようなものだったのかを授業科目の視点からみると以下のものであった。

師範学校では手工科は明治25（1892）年の省令第8号によって必修科目から選択科目に変更されたが、その一方で実業学校では明治26（1893）年の実業補習学校規程に基づく省令第16号で「工業地方ニ於テハ図画、模型、幾何、物理、化学、重学、工芸、意匠、手工ノ類」として手工科の加設が可能となった。このため師範学校に見切りをつけた手工科担当教員が実業学校に転出する例も少なからずあったとされるように¹⁹⁾、この頃の文検合格者にとって師範学校への転出環境には厳しいものがあつた。しかし明治後期からの実業教育振興の機運は一時中断していた東京高等師範学校手工科教員養成の明治39（1906）年再開にみられるように手工科にも好影響を与え、その結果、師範学校では明治40（1907）年の省令第12号で男子および女子の第一部、第二部に手工科が必修学科目化された。その後、昭和6（1931）年の師範学校規程では手工科の他に実業科が本科第一部、第二部において男子には必修科目としてまた女子には選修科目とされた。

次に中学校では本稿対象期間中において手工科にも係わる主な制度改正が3回みられた。

一つは明治44（1911）年の中学校令施行規則改正で実業科として農業、商業、手工が加えられたことである。ただ手工科の実施には「当分の間」の猶予が与えられ、しかも必修科目でもなかったため設置された学校はごく限られていた²⁰⁾。二つ目は大正8（1919）年の中学校令改正で実業科は農業、工業、商業で構成されることとなった²¹⁾。しかし大正後期から中学校設置数は急増するものの実業科の開設校はごく限られ、大正12（1923）年時点で23校、昭和5（1930）年で70校²²⁾と課す学校はごく少数であった。このため文検手工科合格者の転出環境への影響は限定的であつたと思われる。三つ目は昭和6（1931）年の中学校令施行規則改正で²³⁾基本科目に作業科、増課科目に実業科（内容は農業、工業、商業およびそれらの分合）が置かれたことである。図10は昭和6（1931）年以降の作業科と実業科の開設状況²⁴⁾を示している。昭和初期は恐慌による不況に加え無試験検定による教員免許授与者が増加したため、一般には文検出身者にとっての中等学校教員への転出は厳しい環境であつたとされる。このような状況の中での作業科の設置は中学校への転出機会の増加につながつたことが十分考えられる。例えば昭和6（1931）年の転出者9名中の3名は後年の作業科開設（東京第七中学校が昭和7年、豊中中学校、米子中学校が昭和8年²⁵⁾）に備えての採用であつたと思われる。

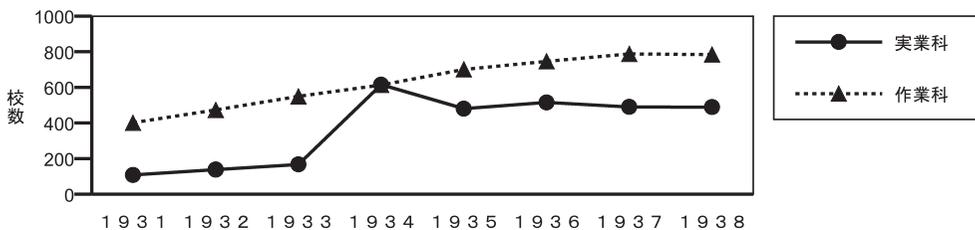


図10 作業科と実業科の開設状況

公立および私立中学校の有資格教員中で文検合格者の占める割合は、明治38（1905）年には50%近かったが昭和5（1930）年には20%余りまで落ちていた²⁶⁾。この状況の中で文検手

工科合格者の中学校転出者が師範学校を上回るのは、作業科設置がその大きな要因になったと思量される。その意味で作業科設置は文検合格者転出の門戸拡大に貢献した画期的事項であったと云える。

ところで作業科は設置に当たって有資格教員の確保が困難な事態が生じたため、対応策として昭和7(1932)年の省令第16号で「師範学校中学校高等女学校法制及経済理科工業手工教員免許状ノ効力ニ関シ左ノ通定ム」とし「(前略)農業、工業、手工ノ教員免許状ハ当分ノ内作業科ノ教員免許状ト同一ノ効力ヲ有ス」とされて手工科免許状の作業科への有効性が認められた²⁷⁾。またこれと同時に東京高等師範学校でも図画手工専修科に園芸と工作の科目を課すことによって作業科免許資格を与えている。

高等女学校では明治32(1899)年の高等女学校ノ学科及其程度ニ関スル規則および明治34(1901)年の高等女学校令施行規則では学科目として図画科は置かれたものの手工科は示されず、その後の改正でも追加されることはなかった。このような状況から転出先としてはほとんど対象とはならなかったと思われる。ただ明治43(1910)年に家政の科目を主に学ぶ者のために実業を置く実科高等女学校を設置したが、それに伴う施行規則(省令第4号)で、随意科目扱いではあったが「実業ハ農業、工業、商業ノ中ニ就キ当該地方ニ必要ニシテ且女子ニ適切ナル事項(中略)実習ヲ課スヘシ」²⁸⁾とした。この影響もあったのか実科高等女学校への転出も一例みられる。

実業学校については実業学校の内、工業学校は明治32(1899)年の実業学校令による工業学校規程において中等工業学校として整備された。その後、第一次世界大戦の影響による産業発展は高等、中等の産業教育の量的拡大をもたらすことになるが、工業学校では大正9(1920)年の実業学校令改正、実業補習学校規程改正によって翌年には徒弟学校を融合した。このような状況下で大正末期には実業学校の設置数は中学校を上まわっていた。この時期、社会的には工業の近代化が格段に進み技術教育も手工業的色彩から踏み出す必要があった。とは云え、この頃の文検手工科ではまだ機械、電気の内容は出題対象に含まれていなかったし、公立工業学校の設置学科目をみると大正10(1921)年当時では木工、金工と機械、電気とは数的にはまだ対等であった²⁹⁾。このような要因を背景にした転出機会の拡大が大正期に中学校を上まわる実業学校転出者を出す一因になったものと思われる。

5. まとめ

戦前は初等、中等、高等と云う学校段階或いは校種別に明確な給与体系が設けられていた。中等学校においても文検出身者に比べて大学、高等師範学校出身者がさまざまな点で優位にあったが、それでも初等学校に比べれば一般的にはまだ比較的恵まれた待遇と社会的地位を有していたとされる。こうした事情から(もちろんそれだけの理由ではないが)、中等学校教員を目指して独学で受験勉強に励み文検手工科に臨む一群の小学校教員が存在した。こうした彼らの内、首尾良く文検に合格した者はその後どのような進路をたどったのであろうか。

文検手工科の全体像解明の一環として本稿では文検手工科合格者数と合格者名の確定を行った上で、彼らの転出分野と転出校種そしてその背景を明らかにすることを試みた。その結果得られた知見をきわめて要約的に云えば以下のようなものである。

第一は文検手工科の合格者についてである。手工科が文検の対象となった第3回(明治20年)以降から第78回(昭和18年)までの実施期間中における合格者総数は446名でその氏名も確認できた。また文検手工科合格者が文検合格者全体に占める割合は、明治期の1%前後から時代経過と共に高まり昭和期には3%台に乗ったこと、および文検手工科合格者の約72%が昭和

期の合格者であることが分かった。

第二は合格者の進路に関してである。第3回（明治20年）から第72回（昭和15年）までにおける合格者の約84%の動向を分析した結果、次のことが判明した。

1) 合格者の約70%が中等学校や行政機関などへの転出者であり、約30%が小学校に残留（在宅者を含む）したが、転出は時代が下るに従い減少傾向を示した。

2) 転出者の中には異なる校種の学校などへ再度、異動を行う事例もあった。これを考慮した延べの転出者はさらに約17%ほど増加するが、この延べ転出者の95%が中等学校に転出した。その転出先中等学校は師範学校が全体の約47%であり、続いて中学校が約36%、実業学校は約15%、高等女学校は約2%であった。手工科関連科目の存在しなかった高等女学校は転出先としてはほとんど対象外であった。

3) 師範学校への転出は明治期および大正期では圧倒的に多いが昭和期に入ると急減した。これに対して中学校転出は逆の傾向を示し昭和に入ると急増し師範学校を上回っていった。

4) 転出者は師範学校、中学校、実業学校共に昭和期が最多であり、中でも中学校転出者の約91%が昭和期であった。中学校では手工科はほとんど開設されていなかったにもかかわらず、昭和期に転出者が多いのは作業科の設置が特殊要因として考えられる。

以上のように本稿では文検手工科全合格者の約74%に当たる合格者を対象とした進路調査から、合格者の転出動向がほぼ把握できた。また中等教員養成制度の中では文検制度は補完的な位置づけとされているものの、その果たした役割は大きいと云われるが手工科においてもその実態の一端が伺えた。

なお本稿では触れることができなかったが、転出者が赴任先でどのような教育実践を行ったかなどは今後に残された課題の一つとしたい。

注

- 1) 官報第5021号
- 2) 同上第5072号
- 3) 同上第1701号
- 4) 同上第4843号
- 5) 同上第4863号
- 6) 同上第5167号
- 7) 同上第5446号
- 8) 文検は昭和24（1949）年の教育職員免許法の施行により廃止された。この間、文検としては第79回（昭和22年）に理数科物象（化学、物理、地質鉱物）、外国語ノ内英語、第80回（昭和22年）に体錬科体操、芸能科音楽が実施された。さらに最終回の第81回（昭和23年）には甲類（外国語ノ内英語ほか2科目）、乙類（国民科国語ほか11科目）が実施され、乙類に含まれた芸能科工作の受験対象者は第78回の手工の予備試験合格者と成績優良証明書の所持者であった。
- 9) 寺崎昌男・「文検」研究会編「文検」の研究—文部省教員検定試験と戦前教育学 p. 3 平成9（1977）学文社
- 10) 官報第4029号
- 11) 文検は第1回～第2回は中学校師範学校免許規則（省達第8号）、第3回～第6回は尋常師範学校尋常中学校及高等女学校教員免許規則（省令21号）、第7回～第9回は尋常師範学

校尋常中学校及高等女学校教員免許検定ニ関スル規程（省令第8号）、第10回～第13回は尋常師範学校尋常中学校及高等女学校教員免許規則（省令第12号）、第14回以降は教員検定ニ関スル規程（省令第10号）の下で、第58回～第78回は師範学校中学校高等女学校教員検定規程（省令第15号）で実施された。また第14回から第18回は手工科は実施されなかった。

- 12) 官報各号により確認したが、これらは合格者の実践活動を知る上での有力なデータベースとなるはずである。文検期間中の第3回、第4回、第8回については合格者は無かった。（受験者の有無については第3回、第4回は不明、第8回は2名であった。）なお明治20年、明治21年には免許規則の但書による無試験合格者が各1名あった（明治20年、山田吉十郎、明治21年梅村久磨作）。
- 13) 文部省年報各年度版による
- 14) 官報各号より作成
- 15) 試験学科目数は例えば明治34（1901）年の教員検定ニ関スル規程では22、昭和7（1932）年の師範学校中学校高等女学校検定規程では18が示されている。
- 16) 先行研究によると他学科目では「文検教育」など一部を除いて「文検国語」、「文検英語」などで多くは中等学校に転出したと推測されるとしているが、対象事例が20人～40人程度と限られている。（菅原亮芳「第5章『教科』合格者の学習体験とライフコース」、寺崎昌男・「文検」研究会編『「文検」の研究—文部省教員検定試験と戦前教育学』学文社 平成9（1977））
- 17) 手工研究会は明治27（1894）年に活動を中断したが明治39（1906）年から再開し翌年に第1号の機関誌を発刊した。同会は発足時の規約では手工教育の目的教材および教授法の研究、手工教育関連の図書標本の収集、講習会および機関誌発行などをあげる全国的組織で、事務局を東京高等師範学校に置き文検委員の岡山秀吉、阿部七五三吉などが役員を務めていた。同会の会員名簿は明治40（1907）年から昭和13（1938）年まで確認できるが、それ以降昭和15（1940）年までは手工研究誌の会員動向欄に依った。名簿記載の会員数は明治40（1907）年会員名簿では52名（内文検合格者2名）であったが明治42（1909）年には会員数298名（内文検合格者9名）に急増し、昭和13（1938）年には1618名となった。
- 18) 実業学校教員資格は明治40（1907）年の「実業教員資格ニ関スル規定」（明治以降教育制度発達史 第6巻 教育史編纂会編修 p.324 昭和14（1939）龍吟社）により規定され、これによる告示第248号で「実業学校ノ教員タルコトヲ得ル者左ノ如シ」とし「師範学校、中学校又ハ高等女学校ノ教員免許状ヲ有スル者」（明治以降教育制度発達史 第6巻 p.327）とされている。
- 19) 手工教育原義 伊藤信一郎 p.242 昭和13（1938）東洋図書
- 20) 大正初年では広島高等師範学校附属中学校のほかは数校であった（教育学術界 第26巻第2号 p.205 大正1（1912））。東京高等師範学校附属中学校では「実業ハ当分之ヲ欠ク」が続いた（東京高等師範学校一覽）。
- 21) 明治以降教育制度発達史 第5巻 p.249 教育史編纂会編修 昭和14（1939）龍吟社
- 22) 全国公立私立中学校ニ関スル諸調査 各年度版 文部省普通学務局編 文部省普通学務局
- 23) 昭和4（1929）年の文政審議会答申を受けて、学科目を共通科目で構成する基本科目と資質能力や進路志望を考慮した増課科目に大別した
- 24) 全国公立私立中学校ニ関スル諸調査 各年度版 文部省普通学務局編 文部省普通学務局
- 25) 同上
- 26) 文部省年報各年度版による

- 27) 官報第1701号
- 28) 明治以降教育制度発達史 第5卷 p.287 教育史編纂会編修 昭和14 (1939) 龍吟社
- 29) 技術教育概論 細谷俊夫 p125 昭和53 (1978) 東京大学出版会